

会員組織及び支部の名称許諾に関する規程

2012 年 4 月 1 日
規 第 1 3 号

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本太鼓財団（以下「当財団」という。）定款第 37 条の会員制度及び第 38 条の支部の名称許諾に関する事項について定める。

(会員の定義)

第2条 当財団の会員は、当財団の目的に賛同した者で、その所属する団体は、次のとおり区分される。

- (1) 支部に所属する団体又は個人を正会員とする。
- (2) 支部が未組織の地域にある団体又は個人を一般会員とする。
- (3) 当財団の事業に賛助する団体又は個人を賛助会員とする。
- (4) 太鼓活動に特に貢献があると運営委員会で認められた団体又は個人を特別会員とする。
- (5) 当財団に特に功労のあった者で、理事会の議決を経て推薦された者を名誉会員とする。

第2章 支 部

(支部の設置と名称使用の許諾)

第3条 当財団は、定款第 38 条に基づき、任意の団体に日本太鼓財団〇〇支部の呼称を使用することを許諾することができる。

- 2 支部の開設にあたっては 5 団体以上の参加を原則とする。
- 3 支部の地は、原則として都道府県単位とする。
- 4 支部は、当財団の目的を達成するため、当財団における決定事項に沿い、業務の円滑な推進に務めるとともに支部に所属する正会員の指導並びに正会員相互の親睦と融和を図る。
- 5 支部の名称は、日本太鼓財団〇〇(都道府県)支部とする。

(支部の開設)

第4条 新たに支部の名称を使用しようとする団体は、その代表から次の書類を会長に提出し、運営委員会の議決を経て理事会において承認する。

- (1) 支部開設申請書
- (2) 支部規約
- (3) 団体名、個人名及び支部組織一覧表
- (4) 役員名簿
- (5) 前年度事業概況書、当該年度事業計画書及び事業収支予算書

第3章 入会及び退会等

(入会手続き)

第5条 当財団に加盟しようとする場合は、入会申込書を、正会員にあっては支部長に、一般会員並びに賛助会員への加盟にあっては会長に提出するものとする。

2 前項の入会申込書には、次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 団体名、代表者氏名、住所、連絡先、会員氏名及びその住所

(2) その他必要な事項(推薦書、演奏写真等)

3 入会は、正会員にあっては支部で、一般会員並びに賛助会員にあっては運営委員会規程に定める運営委員会の審査を経て会長が決定する。

4 支部長は、会員の入会を認めたときは、会長に速やかに報告するものとする。

(通知)

第6条 当財団は、入会届を提出した者の入会審査が確定したときは、一般会員並びに賛助会員にあっては直接その旨を通知する。

(除名)

第7条 当財団の名誉を傷つけ、または当財団の目的に反する行為があったときは、正会員にあっては支部理事会において、一般会員並びに賛助会員にあっては運営委員会の議決を経て、除名することができる。この場合、正会員にあっては、支部長は会長に対し速やかにその旨を報告しなければならない。

2 前項の除名処分に異議あるときは、その処分を受けた日より1ヶ月以内に当財団に対し異議申請をすることができる。この場合、書面により申請を行い、審議は、運営委員会において行うものとする。

(変更届)

第8条 会員名簿の記載事項に変更が生じたときは、変更届を、正会員にあっては支部長に、一般会員並びに賛助会員にあっては会長に提出するものとする。

(退会届)

第9条 当財団を退会しようとするときは、退会届を、正会員にあっては支部長に、一般会員並びに賛助会員にあっては会長に提出するものとする。

2 退会后、改めて入会しようとする者は、新規入会の手続きを行うものとする。ただし、再入会は原則として退会后2年以上経ていなければならない。

(報告の義務)

第10条 第8条及び第9条に該当する正会員が生じたときは、支部長は会長に対し毎年度末までに届出により報告しなければならない。

第4章 入会金及び会費

(入会金)

第11条 当財団に正会員、一般会員並びに賛助会員(以下「正会員等」という。)として入会しようとする団体等は、入会承認通知に記載された期日内に、別に定める入会金並びに入会年度の会費を納付しなければ会員としての資格を取得することができない。

(会 費)

第 12 条 正会員等は、別に定める会費を毎年度 5 月末までに納入しなければならない。納入された会費は、途中退会の場合でも返還しない。

2 正会員等が前項の会費を 2 年分滞納し、又は故意に会費の納入を怠り、当財団から一定期間の日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに納入しないときは、その期日の翌日から正会員等である資格を失い、当財団を退会したものとみなす。

(会費等の納入方法)

第 13 条 正会員の入会金及び会費の納入は、全て支部を通じて行う。

2 一般会員の入会金及び会費並びに賛助会員の会費にあつては、当財団に直接納入する。

第 5 章 会 議

(代議員会)

第 14 条 当財団の会員組織の運営に関する所要の事項を検討するため、当財団に代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員（1 支部当たり 1 名）及び当財団の役員若干名（以下「構成員」という。）をもって構成する。

3 代議員会には、代表を置くものとする。

4 代議員会は、原則として毎年 1 回、代表が召集して開催する。

5 代議員会は、原則として開催の 1 ヶ月前までにその構成員に対して会議の日時、場所及び会議の目的を記載した書面をもって通知する。

6 代議員会の議長は、代表がこれを務める。

7 代議員会は、構成員の過半数の出席がなければ、開催することはできない。

8 代議員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 やむを得ない理由のため代議員会に出席できない場合は、当該議事につきあらかじめ意見を表示した者、又は代理人に表決を委任した者は、出席とみなす。

10 代議員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

(1) 代議員会の日時及び場所

(2) 代議員会の構成員の現在数

(3) 代議員会に出席した構成員の数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(4) 議事の経過

第 15 条 この規程の変更は、理事会の議決を要する。

附 則

この規程は、2012 年 4 月 1 日から施行する。